

## 導入 資料

助教授 濱本 正太郎

衆議院外務委員会 2001年9月28日 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

○山口富男委員(日本共産党) 軍事報復についていいますと、国際社会はこの点でもさまざまな合意を積み重ねてきたと思うんですが、例えば一九七〇年に国連総会が国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言、これを採択しております。

この中で、いわゆる武力の行使を伴う復仇、仕返しですね、こういう行為についてどのように定めていますか。

○谷内政府参考人(外務省総合外交政策局長) ……一般に、国連憲章は、御承知のように、武力行使は自衛権の行使の場合と憲章七章の集団的安全保障措置の二つでございますので、従来は国際法上合法と認められておりました復仇という一つの暴力行為でございますけれども、これについては、国際法上認められない、こういうふうに、具体的な規定は覚えておりませんが、思想はそういうことだというふうに理解しております。

○山口(富)委員 今答弁がありましたように、国際法の世界では武力の報復というのは禁じられている、認められていない、この点が非常に大事だと思うんです。……

私は、このような国際法も踏まえまして、やはり、性急な軍事報復の強行の流れではなくて、日本政府が、国際社会が確認してきた法と理性の裁きの方向でテロ根絶のために犯罪者を追い詰める努力を尽くす、そのために、国際的な協力と努力の先頭に立つことを求めたいと思いますが、田中外相の答弁を求めます。

○田中国務大臣 委員のおっしゃることは、私はまさしく正しいというふうに思います。

しかし、今の、現段階におきましては、アメリカがどのような手段をとろうとしているか一切つまびらかではありません。したがって、具体的なイシューについて今後どうかということについては、コメントは差し控えさせていただきます。

参議院予算委員会 2001年9月19日

○福島瑞穂君(社会民主党) 今回のテロに対して、軍事力による報復ができる国際法上の根拠は何ですか、総理。—いや、総理大臣お願いします。

○政府参考人(津野修君 内閣法制局長官) これは国際法の問題でございますので私からお答えするのが適当かどうか分かりませんが、アメリカが考えておりますのは、どうも自衛権の行使というようなことで考えているのではないかというふうに推測しております。

○福島瑞穂君 自衛権の行使のためには正規軍が侵略をしたという武力の攻撃が必要です。今回のテロは犯罪であって戦争ではありません。自衛権の行使はできないと考えますが、総理はアメリカの軍事報復は可能だと考えますか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 可能だと考えます。

○福島瑞穂君 法にのっとって説明をしてください。（発言する者あり）違います。国際法上なぜ可能かということを書いてください。総理、重要な問題で、アメリカの軍事報復を認めるか認めないか、なぜ認められるか、話してください。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 法的な問題に対しては専門家に答弁は任せますが、政治的に考えて、アメリカがどういう対応をとるか。軍事行動をまだとってないんですよ。アメリカはあらゆる手段をとってこのテロ対策をすと言っております。しかし、アメリカがこれを戦争状態と認識しているわけですから、当然軍事行為も想定しながら今対策を練っているんだと思います。私は、アメリカの姿勢を強く支持しております。

○福島瑞穂君 ある国が軍事行動だと考えれば報復ができるというわけではありません。国際法にのっとって各国は行動することが求められています。小泉総理は、アメリカに対してすべて支持する、白紙委任をおっしゃいました。ですから質問をしているのです。

アメリカの軍事報復、法律上、国際法上なぜ可能なのか。政治的に行動するためには法律的に適法でなければなりません。なぜ可能なんですか。

○政府参考人（津野修君） ちょっと先ほどの答弁も含めまして御説明いたしますと、現在、米国が武力行使をするというようなことが確定的に決まっているわけではございませんので、そういうようなことは仮定の問題でございますから非常に議論の前提を欠く問題だと思いますけれども、先ほど言いましたのは、仮にそういうことがあれば、いろんな事態を推測して、国際法上の妥当な根拠を求めるとすればそういうところであろうという推測をしたということが一点でございます。

それから、国連憲章の、あれは五十一条だったですか、集団的自衛権と個別的自衛権の行使の根拠がございます。それにおきましては、武力攻撃が発生した場合には集団的あるいは個別的な自衛の措置をとることができるという国連憲章上の規定がございますので、もしもそういう規定に該当するとすれば、それに基づいていろんな措置をとることはできるであろうというふうに考えられるわけでございます。……

○福島瑞穂君 これは、テロは犯罪であって戦争ではありません。なぜ軍事報復が可能なのか。テロの、つまり国連憲章に基づく自衛権の行使のためには武力攻撃が正規軍によってなされることが必要です。つまり、アメリカの軍事報復には国際法上大変問題があります。それに対して白紙委任をすることが非常に問題であると思い、質問をしています。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 現在、日本はこのテロに立ち向かうアメリカの姿勢を強く支持しております。そして、どのような行動をとるかというのはこれからの問題であります。その行動を見ながら判断すべき問題ではないかと思えます。